資料番号 6

令和7年1月17日 課 名 土木建築局港湾漁港整備課 担当者 課長 前原 内 線 4002

広島はつかいち大橋海上部上部工工事(11工区)における 工事請負契約の変更について

1 要旨・目的

令和4年9月定例会において契約締結の議決を受けた「国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋海上部上部工工事(11工区)」について、契約の変更(請負金額・工期の変更)を行う。

2 現状・背景

建設工事請負契約約款第25条第6項インフレスライド条項に基づき、請負代金額の変 更について受注者から請求があったため、基準日以降の残工事について請求者の負担(残 工事の1.0%)を控除したインフレスライド後の請負代金額を算出し変更するほか、安全 対策の追加や熱中症対策等による増額や温度変化に起因した橋桁部材と鉄筋の干渉に伴う 設計変更に時間を要したため、工期延長する。

3 概要

(1) 対象者(請負者)

川田・横河・三井住友建設鉄構 広島港広島はつかいち大橋海上部上部工工事 (11 工区) 共同企業体

(2) 事業内容(工事概要)

ア 工事内容:鋼6径間連続鋼床版箱桁橋 橋長L=660m

イ 工事場所:広島市佐伯区五日市港

ウ 請負金額: 当初 4,320,470,000円(税込)

変更 4,703,922,300 円 (税込) (増額 383,452,300 円)

【増額の内訳】

・インフレスライド (労務費及び資材費の増) 333,213,100 円 ・安全対策の追加や熱中症対策等に係る経費 50,239,200 円

エ 工 期: 当初 令和4年10月1日~令和7年4月14日 変更 令和4年10月1日~令和7年10月14日 (延長 約6カ月)



(3) スケジュール

令和7年2月定例会で請負契約の変更議案を提案するため、令和7年1月7日に仮契約を行っており、議会承認後に本契約を行う。

(4) 予算(国庫)

上記のとおり

【別紙】

〇安全対策の追加と設計変更について



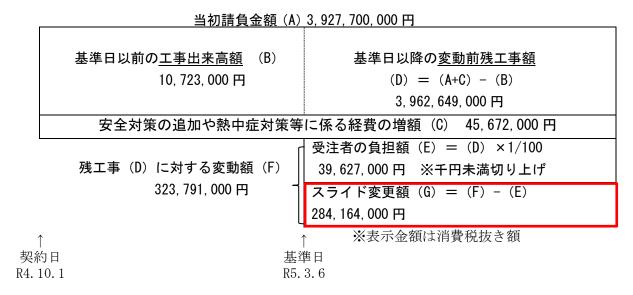
○スライド条項の種類について

スライド条項の種類について

<u> </u>		
種類	請負金額の変更を請求できる場合	今回請求
【全体スライド条項】	工期内で請負契約締結の日から12月を	無
長期にわたる工事期間中の比較的	経過した後に日本国内における賃金水	
緩やかな価格水準の変動に対応	準又は物価水準の変動により請負代金	
(建設工事請負契約約款	額が不適当となったと認めたとき	
第 25 条第 1~4 項)		
【単品スライド条項】	特別な要因により工期内に主要な工事	無
資材の価格が著しい変動を生じた	材料の日本国内における価格に著しい	
場合に適用	変動を生じ、請負代金額が不適当とな	
(建設工事請負契約約款	ったとき	
第 25 条第 5 項)		
【インフレスライド条項】	予測することのできない特別の事情に	有
工期内の予期できない特別の事情	より、工期内に日本国内において急激	請求日・基準日
による、急激なインフレ等に対応	なインフレーション又はデフレーショ	R5. 3. 6
(建設工事請負契約約款	ンを生じ、請負代金額が著しく不適当	R6. 3. 4
第 25 条第 6 項)	となったとき	

〇インフレスライド条項による変更金額

- ① スライド変更額の算出
- ・基準日 (R5.3.6、R6.3.4) 以前の出来高額を確定させたのち、基準日以降の残工事額を算出する ((B)・(D) 及び (I)・(J) の算出)。
- ・基準日以降の残工事(D)及び(J)に対する変動額を算出する((F)及び(L)の算出)。
- ・算出された変動額 (F) 及び (L) のうち、残工事額 (D) 及び (J) の1%を受注者負担として控除し、変更額 (G) 及び (M) とする。
- ② スライド変更額の算出(R5.3.6)



③ スライド変更額の算出(R6.3.4)

